

金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）

都市計画米泉町 10 丁目地区地区計画を次のように決定する

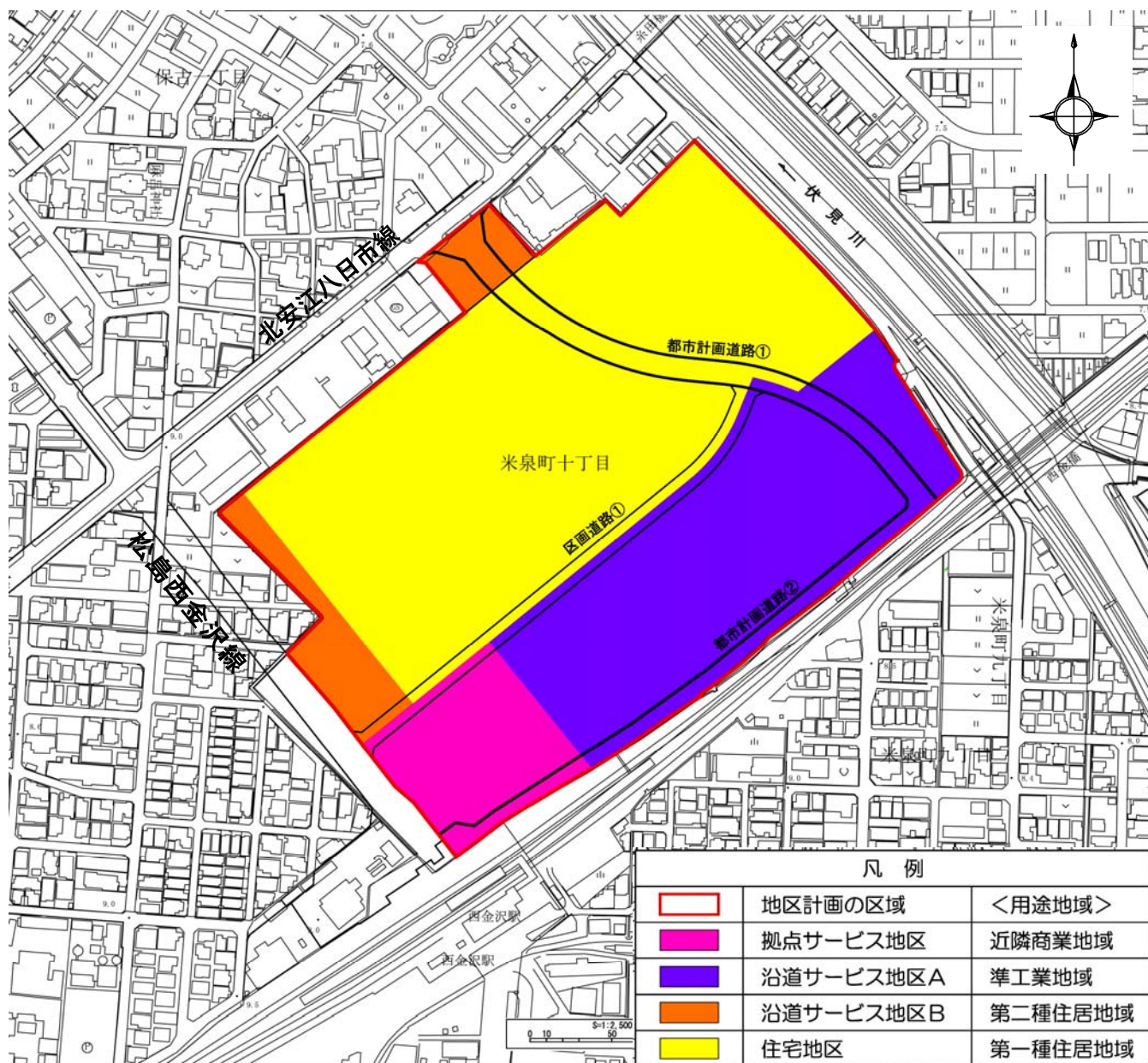
名 称		米泉町 10 丁目地区 地区計画			
位 置		金沢市米泉町 10 丁目の一部			
面 積		約 10.6 ha			
区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、金沢駅の南西約 3 . 5 kmにある J R 西金沢駅前の J T 金沢工場の跡地であり、自然豊かな伏見川に隣接し、周辺には住宅地が形成されている。</p> <p>本地区を、西金沢駅周辺にふさわしい、快適な居住環境の創出や利便性を高める商業サービス施設の整備など、良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>			
	土地利用の方針	<p>本地区を次の 4 地区に区分し、各々の特性を活かした土地利用を図る。また幅員約 1 2 . 0 mの道路を配置し、各地区への車両アクセスの主要動線の確保にと努める。</p>			
		拠点サービス地区	沿道サービス地区 A	沿道サービス地区 B	住宅地区
		<p>周辺住宅地の利便性を高める商業施設や業務施設等の立地誘導を図り、鉄道の緩衝的役割を担うサービス拠点環境の創出を図る。</p>	<p>鉄道の緩衝的役割を担うとともに、店舗、業務施設等、中層程度の集合住宅の立地を許容した機能的な沿道環境の創出を図る。</p>	<p>幹線道路沿道の有効利用と後背地の緩衝的役割を担う沿道環境の創出を図る。</p>	<p>優良な住宅街を形成するため、中層までの住宅を主体に、店舗や事務所の立地を許容した便利で快適な居住環境の創出を図る。</p>
建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、それぞれの土地利用にふさわしい街区の形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、用途の制限、建築物の壁面の位置の制限を行う。</p>				
地区施設の配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	備 考
		区画道路 1 号	1 2 . 0 m	約 3 3 0 m	新 設
地区区分	名称	拠点サービス地区	沿道サービス地区 A	沿道サービス地区 B	住宅地区
	面積	約 1.0 ha	約 3.1 ha	約 0.7 ha	約 5.8 ha
	建築物等の用途の制限	<p>地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる建築物を建築してはならない。</p> <p>畜舎 サイロ</p>			
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>倉庫業を営む倉庫</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる営業のように供する建築物</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる営業のように供する建築物</p> <p>建築基準法別表第 2(リ)項第二号及び第三号に掲げる工場</p> <p>建築基準法別表第 2(リ)項第四号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p>		
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地若しくは水路の境界線までの距離の最低限度は、0 . 8 mとする。</p>			






（理由）

本地区においては、西金沢駅周辺整備に伴い、周囲の環境と調和した良好な市街地の形成等、魅力あるまちづくりを推進・誘導していくため、地区計画を定めるものである。







凡例		
	地区計画の区域	<用途地域>
	拠点サービス地区	近隣商業地域
	沿道サービス地区A	準工業地域
	沿道サービス地区B	第二種住居地域
	住宅地区	第一種住居地域